

○山口県警察の生活安全部門が所管する法令に基づく不利益処分の処分通知書等の様式に関する内規

平成17年4月27日
公委内規10号

(趣旨)

第1条 この内規は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）、警備業法（昭和47年法律第117号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「自転車防犯登録規則」という。）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「行商従業者証等様式承認規程」という。）又は金属くず類回収業に関する条例（昭和32年山口県条例第32号。以下「金回条例」という。）に基づき、公安委員会が行う許可の取消し、営業の廃止等の処分（以下「不利益処分」という。）について、当該業務を適正に実施するため、被処分者に対する不利益処分の通知に用いる処分通知書等の様式に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の取消し)

第2条 風営適正化法第8条（同法第31条の23において準用する場合を含む。）、第26条第1項若しくは第31条の25第1項の規定に基づき風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、古物営業法第6条第1項若しくは第24条第1項の規定に基づき古物営業の許可を取り消し、質屋営業法第25条の規定に基づき質屋営業の許可を取り消し、又は金回条例第23条の規定に基づき金属くず類回収業の許可を取り消すときは、処分通知書（別記第1号様式）により通知するものとする。

2 火取法第17条第3項又は第25条第3項の規定に基づき猟銃用火薬類等の譲渡、譲受又は消費の許可を取り消すときは、処分通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 銃刀法第11条第1項から第6項までの規定に基づき銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類の所持の許可を取り消すときは、処分通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(認定の取消し)

第3条 風営適正化法第10条の2第6項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき特例風俗営業者若しくは特例特定遊興飲食店営業者の認定を取り消し、銃刀法第9条の5第3項、第9条の10第3項又は第11条の3の規定に基づき射撃教習を受ける資格、射撃練習を受ける資格又は年少射撃資格の認定を取り消し、又は警備業法第8条の規定に基づき警備業の認定を取り消すとき

は、処分通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（指示）

第4条 風営適正化法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、映像送信型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業を営む者、飲食店営業を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し必要な指示をし、古物営業法第23条の規定に基づき古物商又は古物市場主に対し必要な指示をし、銃刀法第10条の9の規定に基づき銃砲等若しくは刀剣類の所持について許可を受けた者又は年少射撃資格者に対し必要な指示をし、警備業法第48条の規定に基づき警備業者に対し必要な指示をし、又は探偵業法第14条の規定に基づき探偵業者に対し必要な指示をするときは、指示書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（営業の停止）

第5条 風営適正化法第26条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第3項、第31条の15第1項、第31条の25第1項若しくは第2項、第34条第2項、第35条又は第35条の2の規定に基づき風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、住宅宿泊事業、店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業又は特定性風俗物品販売等営業の停止を命じ、古物営業法第24条の規定に基づき古物営業の停止を命じ、質屋営業法第25条の規定に基づき質屋営業の停止を命じ、警備業法第49条第1項の規定に基づき警備業の営業の停止を命じ、探偵業法第15条第1項の規定に基づき探偵業の営業の停止を命じ、又は金回条例第23条の規定に基づき金属くず類回収業の停止を命ずるときは、処分通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（営業の廃止）

第6条 風営適正化法第30条第2項若しくは第31条の15第2項の規定に基づき店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命じ、警備業法第49条第2項の規定に基づき警備業法の営業の廃止を命じ、又は探偵業法第15条第2項の規定に基づき探偵業の営業の廃止を命ずるときは、処分通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（営業の禁止）

第7条 風営適正化法第31条の5、第31条の6第2項第2号、第31条の20、第31条の21第2項第2号又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき無店舗型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業又は接客業務受託営業の禁止を命ずるときは、処分通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（措置、改善、受診及び是正命令）

第8条 風営適正化法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づき映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し18歳未満の者を客としないために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、措置命令書（別記第9号様式）により通

知するものとする。

- 2 風営適正化法第39条第3項の規定に基づき山口県風俗環境浄化協会に対し改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（別記第10号様式）により通知するものとする。
- 3 銃刀法第9条の7第3項、第9条の11第2項、第10条の6第6項又は第10条の8第2項又は第10条の8の2第2項の規定に基づき教習射撃場を管理する者、練習射撃場を管理する者、許可に関する銃砲等を保管する者又は委託を受けて猟銃若しくは空気銃（以下「猟銃等」という。）若しくはクロスボウを保管することを業とする者に対し教習用備付け銃、練習用備付け銃、許可に係る銃砲等又は委託を受けて保管する猟銃等若しくはクロスボウに係る保管の設備又は方法について改善を命じ、その他危害予防上必要な措置をとるべきことを命ずるときは、保管改善命令書（別記第11号様式）により通知するものとする。
- 4 銃刀法第4条の3第2項又は第7条の3第3項の規定に基づき、認知機能検査を受けた者で当該検査の結果が銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第15条の基準に該当するものに対しその者が介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症であるかどうかについて又は第12条の3の規定に基づき銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可を受けた者に対し許可の基準に適合しているかどうか若しくは年少射撃資格者が年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため、指定する医師の診断を受けるべきことを命ずるときは、受診等命令書（別記第11号様式の2）により通知するものとする。
- 5 犯罪収益移転防止法第18条の規定に基づき特定事業者に対し違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正命令書（別記第11号様式の3）により通知するものとする。

（指定の取消し）

第9条 風営適正化法第39条第4項の規定に基づき山口県風俗環境浄化協会の指定を取り消し、又は自転車防犯登録規則第9条の規定に基づき登録業務を行う指定団体の指定を取り消すときは、処分通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（承認の取消し）

第10条 古物営業法施行規則第29条第1項の規定に基づき盗品売買等防止団体に係る承認を取り消し、又は行商従業者証等様式承認規程第7条の規定に基づき行商従業者証等の様式の承認を取り消すときは、処分通知書（別記第13号様式）によるものとする。

（資格者証の返納）

第11条 警備業法第22条第7項又は第42条第3項の規定に基づき警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の返納を命ずるときは、処分通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（所轄庁への通知）

第12条 風営適正化法第42条の規定に基づき所轄庁に処分内容及び理由を通知するときは、営業停止処分通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。

（受領書）

第13条 第2条から前条までに規定する通知書を交付したときは、相手方から受領書（別記第16号様式）を徴収するものとする。
（不利益処分相当事案通報書）

第14条 他の都道府県公安委員会において不利益処分を行う必要があると認めるときは、不利益処分相当事案通報書（別記第17号様式）により関係都道府県公安委員会に通報するものとする。ただし、風営適正化法第31条の6第1項、第31条の11第1項、第31条の21第1項又は第35条の4第3項の規定に基づき処分移送通知書を送付する場合には、この限りでない。
（弁明録取者の指名）

第15条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第21条第1項の規定に基づき弁明録取者を指名するときは、弁明録取者指名書（別記第18号様式）によるものとする。